

老人保健特別会計

平成 22 年度は、平成 20 年 3 月診療分以前の遡及分の医療給付等はありませんでした。

歳入では、社会保険診療報酬支払基金からの精算分審査支払手数料交付金 892 円、いずれも前年度までの負担金精算分として国庫支出金 619,609 円及び県支出金 154,902 円の収入がありました。21 年度からの繰越金 5,355,456 円があり、遡及分の支出に対応できるので、一般会計の繰り入れを行わず決算しました。

歳出では、国保連への事務委託料 56 円と、交付金の精算返納金として、社会保険診療報酬支払基金に 276,898 円支出しています。

老人保健特別会計は 22 年度をもって廃止となり、歳入歳出決算額の差額 5,853,905 円は、平成 23 年度に一般会計に繰り入れます。

平成 22 年度決算状況

事 項 款 別	歳 入	
	決算額 (円)	構成比
1 支払基金交付金	892	0.01%
2 国庫支出金	619,609	10.11%
3 県支出金	154,902	2.53%
4 繰入金	0	0%
5 繰越金	5,355,456	87.35%
6 諸収入	0	0%
合 計	6,130,859	100.00%

事 項 款 別	歳 出	
	決算額 (円)	構成比
1 総務費	56	0.02%
2 医療諸費	0	0%
うち医療給付費	0	
うち医療支給費	0	
うち審査手数料	0	
3 諸支出金	276,898	99.98%
合 計	276,954	100.00%

(歳入) 6,130,859 円 - (歳出) 276,954 円 = 5,853,905 円は 23 年度一般会計に繰り入れ

